

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 第16回社会保障審議会企業年金・個人年金部会／ DCの拠出限度額について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年10月14日、第16回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14112.html

今回の部会では、傍聴可能な人数が限られておりましたため、上記HPへ掲載された資料等に基づき、主な議事についてご案内いたします。

【議事】

前回（第15回）の部会に引続き、DCの拠出限度額について議論が行われました。主な内容は以下のとおりです。

1. DB掛金相当額（DB仮想掛金額）の算定方法について

DBに加入している者とDBに加入していない者との間での公平を図るため、DBを併せて実施する場合のDCの拠出限度額に、各DB制度ごとの水準を反映するべく、DB掛金相当額（DB仮想掛金額）の算定方法が検討されてきました。

※現行は、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円と一律に評価。

7月の部会（第12回）において、事務局（厚生労働省）より、その算定方法の案が示されていましたが、今回、公益社団法人日本年金数理人会が新たな案を示しました。

（資料3「DBの給付水準から掛金相当額への換算について」）

今回の議論を踏まえて、次回の部会において事務局より算定方法が示される予定とされています。

2. 経過措置について

DB掛金相当額が2.75万円超であり、見直しによりDC拠出限度額が減少する場合については、「所要の経過措置を講ずる」とされました。

経過措置の内容については、次回の部会において事務局より案が示される予定とされています。

3. 今後の対応について

先に成立した改正法で、企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入要件の緩和が図られましたが、その施行（2022年10月）の際には、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）と国民年金基金連合会との間で、加入者に関する情報の連携・提供の仕組みを構築することが必要となります。

DCの拠出限度額を見直す場合には、これと併せて仕組みを検討することが効率的であることから、法改正の施行に併せるべく議論が続けられる見通しです。

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等を

ご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202010-170-0422-D